



2023年8月4日(金)

# 小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: [info@str-tax.jp](mailto:info@str-tax.jp) <http://www.str-tax.jp>

## リース取引経理処理はどちらで

### リース取引は2通りの処理が可能

既にご存じのようにリース取引は、リース料の支払時に「リース料」又は「賃借料」として経費計上する方法と、リース契約時にリース料全額を固定資産に計上し減価償却する方法の2通りが認められております。

本体リース価格 120万円消費税 12万円リース期間 5年でリースを組み、2.5年後(リース期間の半分)に新商品が出たため本体リース価格 240万円消費税 24万円リース期間 5年で、リース残債と合わせて再リースを組み合わせた場合の経理処理を比較してみます。

#### 支払い時に経費処理の場合

1か月のリース料は2万2千円ですから

リース料 2万円 現預金 2万2千円

仮払消費税 2千円

再リース後はリース料 5万5千円ですから

リース料 5万円 現預金 5万5千円

仮払消費税 5千円

比較的簡単な処理で済みます。

#### 固定資産に計上した場合

最初にリースを組み込んだ時

リース資産 120万円

未払リース料 132万円 仮払消費税 12万円

リース料支払い時

未払いリース料 2万2千円 現預金 2万2千円

決算時(耐用年数 6年)

減価償却費 20万円 リース資産 20万円

再リースを組み込んだ時

旧未払リース料 66万円

旧リース資産 70万円

固定資産除却損 10万円 仮払消費税 6万円

新リース資産 300万円

新未払リース料 330万円

仮払消費税 30万円

リース契約ではリースを途中でやめた場合は残債は全額支払うこととされているため、考え方としては旧リース資産は残債を値引きし、その分新リース資産に上乗せしたと考えます。正しく処理すると以下です。

旧未払リース料 66万円 値引益 60万円

仮払消費税 6万円

資産除却損 70万円 旧リース資産 70万円

益と損は相殺されますので上記の処理となります。リース期間定額法で償却すれば原則差額は出てきません。

再リース料支払い時

新未払リース料 5万5千円 現預金 5万5千円

決算時(耐用年数 6年)

減価償却費 50万円 新リース資産 50万円

消費税を一括計上できる分固定資産に計上する方がお得ですが経理処理は面倒です。



なんか面倒だな